

## 東大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校の指定校変更及び区域外就学に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条及び第9条の規定に基づき、東大阪市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が行なう指定校変更及び区域外就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (許可基準)

第2条 教育委員会が指定校変更及び区域外就学を許可する基準は、別表のとおりとする。

### (申請)

第3条 指定校変更及び区域外就学の申請等は、以下の申請書等に必要書類を添えて教育委員会へ提出しなければならない。

(1) 別表の許可基準の項目1～3に該当する場合は、区域外就学等申請書（様式第1号）

(2) 別表の許可基準の項目4に該当する場合は、指定校変更申立書（様式第2号）

### (許可)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたものについて許可することができる。

2 前項により許可した場合において、別表に定めがあるものを除き、同一の理由による期間延長は認めない。

### (許可条件)

第5条 許可の条件は、次のとおりとする。

(1) 区域外就学については、当該他市町村との区域外就学の協議が成立すること。

(2) 学年、通学距離、交通事情等の条件を充たすこと。

(3) 通学途中における事故防止については、保護者が十分注意を払い、責任を持って対処すること。

(4) 前3号のほか、教育委員会が特に必要であると認めること。

### (許可の取消)

第6条 教育委員会は、第4条により指定校変更又は区域外就学の許可をした場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 申請内容が事実と相違していることが判明したとき。

(2) 申請事由が変更又は消滅したと認められるとき。

(3) 前2号のほか、教育委員会が許可を取り消すことが適当であると認めたとき。

### (細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
2. 改正後の第2条別表の規定は、令和3年4月1日以降の就学にかかる指定校変更及び区域外就学の申請等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。